

不用物品処分仕様書

- 1 業務内容
産業廃棄物収集・運搬・処分業務
- 2 履行場所
京都府庁別館返納倉庫、2号館地下（別添「京都府庁配置図」のとおり）
- 3 履行期間
契約締結日から令和5年7月31日（月）まで
ただし、引取日は別途調整を行い、令和5年7月14日（金）までとする。
- 4 予定数量
別紙のとおり
- 5 その他
 - ・産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付
本業務の受託者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）に必要事項を記入の上、A票、B2票、D票、E票を会計課に送付すること。
なお、収集・運搬及び処分に当たり必要な産業廃棄物管理票（マニフェスト）は、乙が用意すること。
（マニフェスト送付先）
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府会計課 総務係
 - ・その他本仕様書に定めのない事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

京都府会計課総務係 三尾
電話075-414-5411